

第22期第3回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和3年8月17日(火) 14:00～
場 所 相馬会場 相馬双葉漁業協同組合2階大会議室
(相馬市尾浜字追川196)
いわき会場 福島県水産会館研修室
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

(1) 議案

議案第1号 福島県漁業調整規則の一部改正について(諮問・答申)
(旧福島県漁業調整規則第45条の2(刺し網漁業及び固定式
刺し網漁業の採捕制限)関係)

議案第2号 福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について
(協議)

議案第3号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示

(2) 報告事項

- ア 全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について
- イ 第35回太平洋広域漁業調整委員会の結果について

6 閉会

第22期第3回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

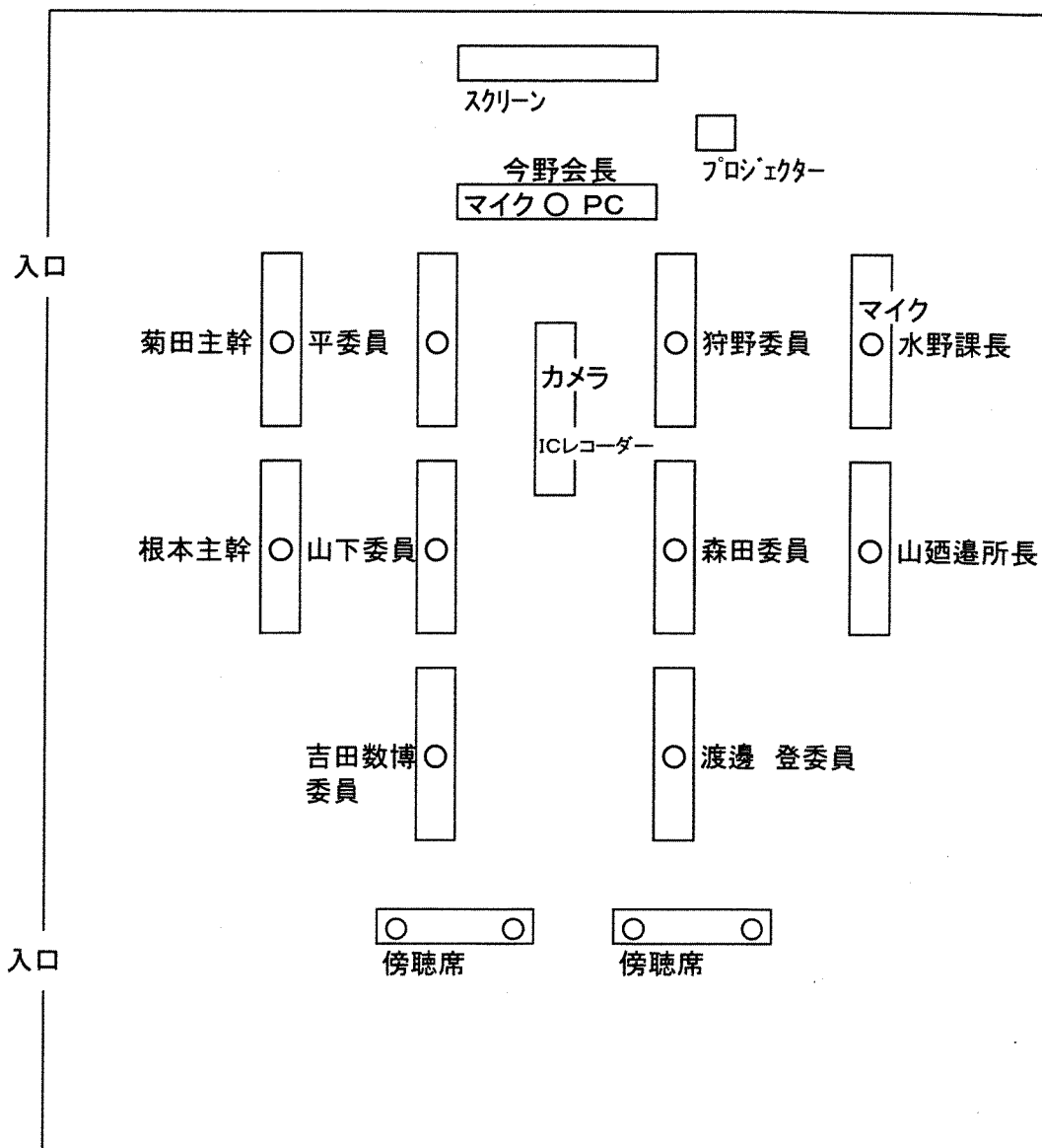
日 時 : 令和3年8月17日(火) 14:00~

場 所 : 相馬会場 (相馬双葉漁業協同組合2階大会議室)
いわき会場 (福島県水産会館研修室)

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者(会長)	今野 智光	相馬	水産課長(併) 海区事務局長	水野 拓治	相馬
学識経験(会長代理)	鈴木 哲二	いわき	水産事務所長	石田 敏則	いわき
漁業者	今泉 浩一	いわき	水産海洋研究 センター所長	齋藤 健	いわき
漁業者	狩野 一男	相馬	水産資源研究所長	山廻邊 昭文	相馬
漁業者	平 仁一	相馬	海区事務局 主幹 (総務担当)	菊田 嘉重	相馬
漁業者	永瀬 哲浩	いわき	〃 主幹 (業務担当)	根本 芳春	相馬
漁業者	森田 政利	相馬	〃 副主査	川本 和宏	いわき
漁業者	山下 博行	相馬	〃 主 事	千野 力	いわき
漁業者	吉田 康男	いわき	〃 専門員	坂本 純一	いわき
漁業者	渡邊 登	相馬			
学識経験	川邊 みどり	WEB			
学識経験	久保木 幸子	いわき			
学識経験	渡邊 千夏子	WEB			
中立	宮下 朋子	いわき			
中立	吉田 数博	相馬			

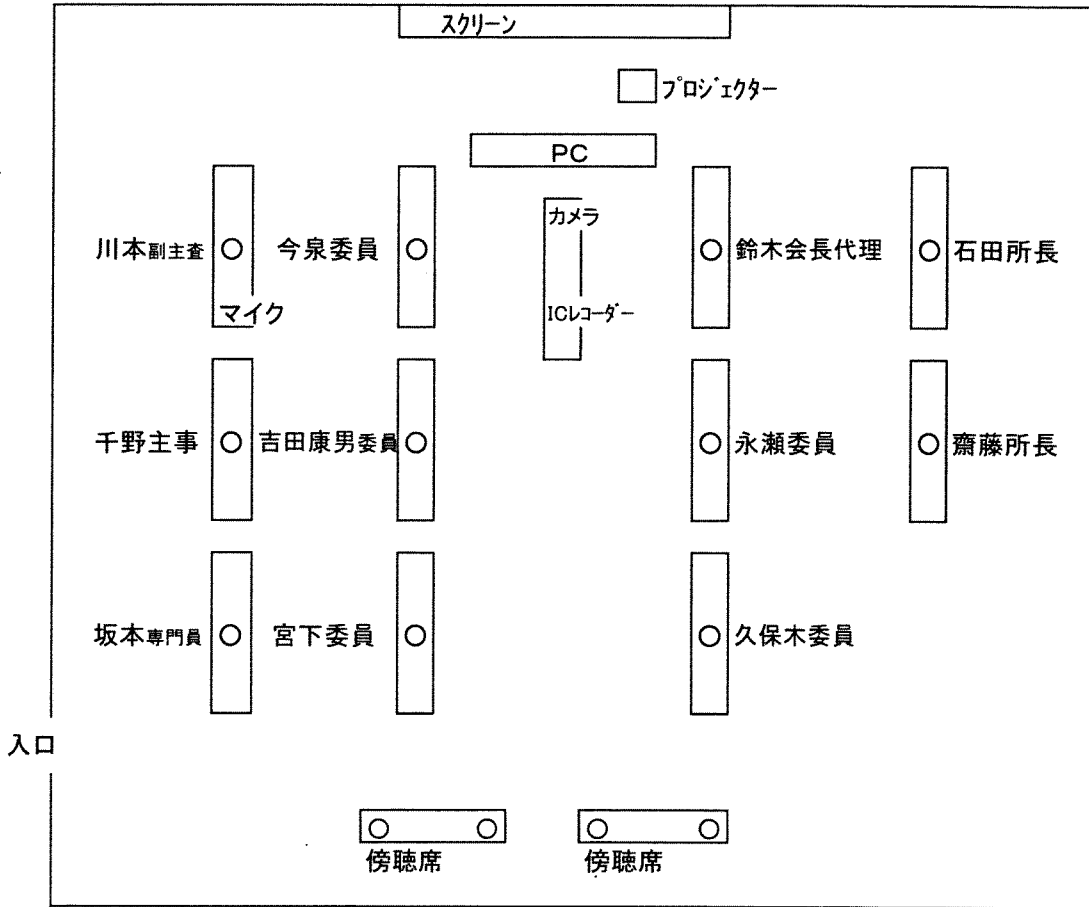
第22期第3回福島海区漁業調整委員会 席次

相馬会場：相馬双葉漁業協同組合2階大会議室



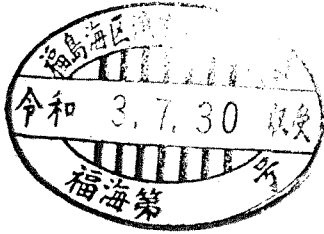
第22期第3回福島海区漁業調整委員会 席次

いわき会場：福島県水産会館1階研修室



写

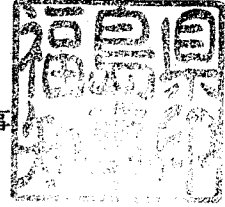
議案第1号



3生流第1769号
令和3年7月27日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光 様

福島県知事



福島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第8項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

改正案

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第 号

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 何人も、次に掲げる区域（前条第一項に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。）においては、十月十五日から十一月十四日までの間は、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業（海面においてあわび及びうにをとることを目的とするものを含む。）を操業してはならない。

一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五百メートルの地点

点エ 南相馬市館山三角点（標高四十九・五メートル）から九十度千五百メートルの地点

点オ 点カから九十度千メートルの地点

点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線三千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千百メートルの地点

点エ 点オから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの

最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点

点エ 点オから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 点エから九十度千メートルの地点

点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点

点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点

点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

附 則

この規則は、令和三年十月十五日から施行する。

福島県漁業調整規則 新旧対照表 (案)

【新】改正案	【旧】福島県漁業調整規則 (令和2年福島県規則第68号)	【参考】福島県漁業調整規則 (昭和40年福島県規則第59号) (令和2年12月1日廃止)
<p>○福島県漁業調整規則</p> <p>第一条～第四十一条 略</p> <p>第四十一条の二 何人も、次に掲げる区域 (前条第一項に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。) においては、十月十五日から十一月十四日まで十四日までの間は、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業 (海面においてあわび及びうにをとることを目的とするものを含む。) を操業してはならない。</p> <p>一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五百メートルの地点</p> <p>点エ 南相馬市館山三角点 (標高四十九・五メートル) から九十度千五百メートルの地点</p> <p>点オ 点カから九十度千メートルの地点</p> <p>点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線三千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千五百メートルの地点</p> <p>点エ 点オから九十度千メートルの地点</p> <p>点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千</p>	<p>○福島県漁業調整規則</p> <p>第一条～第四十一条 略 (新設)</p>	<p>●福島県漁業調整規則</p> <p>第一条～第四十五条 略</p> <p>第四十五条の二 次に掲げる区域 (前条に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。) においては、毎年十月十五日から十一月十四日まで十四日までの間は、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業 (第七条第一号又はイに掲げる水産動植物の採捕を目的とするものを含む。第五十七条において同じ。) を営んではならない。</p> <p>一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五百メートルの地点</p> <p>点エ 南相馬市館山三角点 (標高四十九・五メートル) から九十度千五百メートルの地点</p> <p>点オ 点カから九十度千メートルの地点</p> <p>点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線三千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千五百メートルの地点</p> <p>点エ 点オから九十度千メートルの地点</p> <p>点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千</p>

<p>メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点</p> <p>点エ 点オから九十度千メートルの地点</p> <p>点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから九十度千メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p>		<p>メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点</p> <p>点エ 点オから九十度千メートルの地点</p> <p>点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから九十度千メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>六 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における鮫川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p>
---	--	--

<p>第四十二条～第五十六条 略</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十三条第一項、第三十四条から第四十二条まで、第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定に違反した者</p> <p>二、三 略</p> <p>2 略</p> <p>第五十八條、第五十九條 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>第四十二条～第五十六条 略</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十三条第一項、第三十四条から第四十二条まで、第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定に違反した者</p> <p>二、三 略</p> <p>2 略</p> <p>第五十八條、第五十九條 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>点イ 点アから百三十五度五百五十分メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから百三十五度五百五十分メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における鯉川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>第四十六条～第五十七条 略</p> <p>第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第十五条、第三十四条第一項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十一条まで、第四十五条、第四十五条の二、第四十六条第一項又は第四十八条第六項の規定に違反した者</p> <p>二～四 略</p> <p>2 略</p> <p>第五十九條、第六十條 略</p> <p>附 則 略</p>
--	--	---

(別紙)

福島県漁業調整規則の一部改正について

1 改正の背景

令和2年12月1日漁業法が改正され、県においては、福島県漁業調整規則(昭和40年福島県規則第59号。以下「旧規則」という。)及び福島県内水面漁業調整規則(昭和41年福島県規則第34号)を廃止し、改正後の漁業法の規定に沿った福島県漁業調整規則(令和2年福島県規則第68号。以下「新規則」という。)を制定した。

今般の改正は、旧規則第45条の2で規定していた刺し網漁業及び固定式刺し網漁業に係る制限を、新規則において規定するものである。

新規則制定の際、当該条項に規定する制限は、知事許可漁業の許可の条件として整理することが適当であると判断し削除したが、操業実態として、対象となる刺し網漁業は漁業権に基づくものが多く、知事許可漁業と同様に制限をする必要があることが判明したため、新規則の一部改正を行う。

2 改正の概要

さけ増殖事業が行われる主要河川の河口周辺海域で、一定期間刺し網漁業及び固定式刺し網漁業の操業を禁止する規定を加えるもの。

罰則の適用については、旧規則と同様に設定する。

3 改正の内容

秋期におけるさけ親魚の保護を図るため、時期、区域、漁業種類を特定して制限するもの。

(1) 制限の方法

対象とする漁業について、操業を禁止する。

(2) 漁業の種類

刺し網漁業及び固定式刺し網漁業

旧規則と同様に知事許可及び漁業権に基づく当該漁業を対象とする。

また、旧規則同様にあわび及びうにを目的とするものを含むものとする。

(3) 禁止区域

別図に示す5つの区域

旧規則において禁止区域が設定されていた鮫川河口周辺区域については、現在増殖事業が行われていないことを踏まえ今回の改正により対象から除外する。

(4) 禁止期間

10月15日から11月14日まで

(5) 罰則規定

6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 スケジュール

令和3年7月21日～令和3年8月20日 パブリック・コメントの実施

令和3年8月17日 第22期第3回福島海区漁業調整委員会

諮問・答申

令和3年8月中旬※ 農林水産大臣への認可申請

※ 福島海区漁業調整委員会から答申を得た後、認可申請を行う。

令和3年9月上旬 農林水産大臣の認可

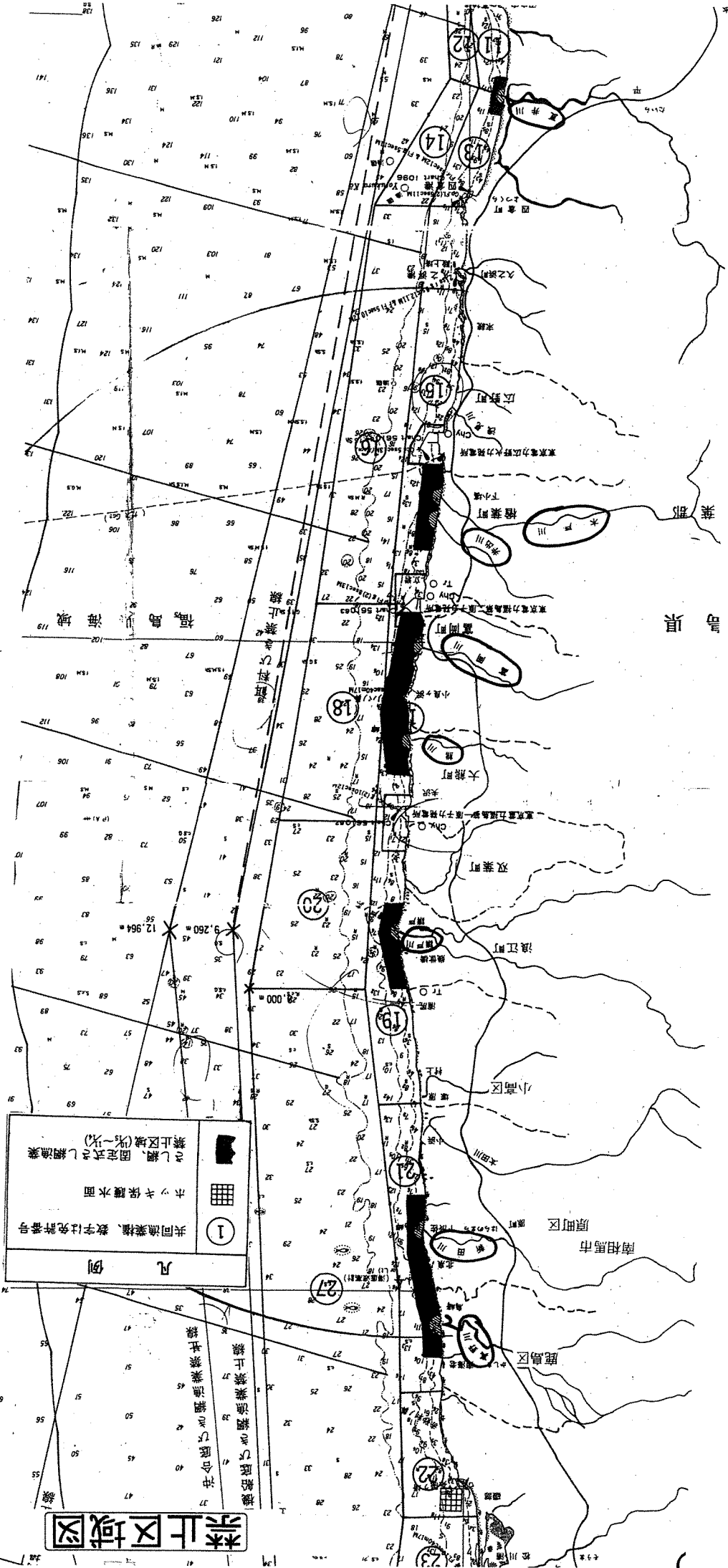
(国の認可後) 規則公布

令和3年10月15日 規則施行

5 その他

関係機関との協議及びパブリック・コメントにおいて、文書法規上の修正があった場合には、知事部局において文言の修正を行う。

なお、協議等の過程で内容が変更となる場合には、委員会に改めて諮問を行う。

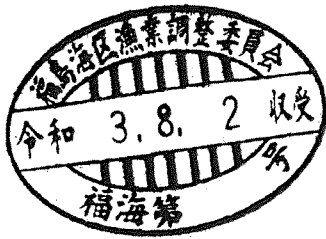


例

	禁止区域(第5-1次)
	ホッキ保護水面
	共同漁業種、数字は免許番号

禁止区域図

船舶の底中及び底中
 禁止漁業種(第5-1次)
 共同漁業種(第5-1次)

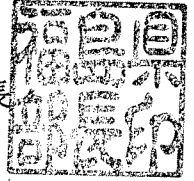


議案第2号

3生流第1920号
令和3年8月2日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県農林水産部長



福島県水産業振興審議会委員候補者について（依頼）

本県の水産行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、県では、水産業に関する基本的な事項及び水産業協同組合の整備強化に関する重要事項を調査審議するため知事の附属機関として福島県水産業振興審議会を設置しておりますが、本年10月31日をもって現委員の任期満了を迎えることから、下記のとおり委員の委嘱を行うこととしております。

つきましては、貴会から候補者1名を推薦いただきますようお願いいたします。

記

- 1 新委員の任期
委嘱の日から2年間
- 2 業務内容
福島県水産業振興審議会への付議案件の審議（年1回～2回程度開催予定）
- 3 報酬日額
県の規定による額（令和3年度 1回あたり8,800円）
※旅費は県の規定により別途お支払いいたします。

（事務担当 水産課 技師 森口 024-521-7376）

附属機関の設置に関する条例

昭和29年4月1日

福島県条例第35号

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定があるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第2条 別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として設置するものとし、その担任する事務は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

第3条 前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、昭和29年5月1日から施行する。

別表(抜粋)

執行機関	附属機関	担任する事務
知事	福島県水産業振興審議会	水産業振興計画の樹立及び実施並びに水産業協同組合の整備強化に関する重要事項を調査審議する。

福島県水産業振興審議会規則

昭和34年5月15日

福島県規則第39号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和29年福島県条例第35号)第3条の規定に基き、福島県水産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に關して必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 1 市町村の長 2人以内
- 2 県内の水産業関係団体の役職員又は農林中央金庫の職員 5人以内
- 3 海区漁業調整委員会の委員 1人
- 4 漁村の青年婦人組織を代表する者 2人以内
- 5 学識経験を有する者 5人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 審議会に、漁業協同組合整備促進法(昭和35年法律第61号)に基づく漁業協同組合の整備計画その他の水産業協同組合の整備強化に関する事項並びに沿岸漁業構造改善計画及び沿岸漁場整備開発計画に関する事項を調査審議させるため、部会を置く。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員の定数は、次のとおりとする。

- 1 漁業協同組合整備部会 9人
- 2 沿岸漁業構造改善部会 9人
- 3 前項の部会に属すべき委員は第2条第2項各号に掲げる委員のうちから、知事の承認を得て、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(専門員)

第6条 審議会に、水産業振興計画の樹立及び実施並びに水産業協同組合の整備強化に関する事項を調査させるため、専門員を置く。

2 専門員は、知事が委嘱し、又は任命する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、農林水産部生産流通総室水産課で処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

福島県水産業振興審議会委員名簿

令和3年4月15日現在

区 分	氏 名	現 職
一号委員	シメズ トシオ 清水 敏男	いわき市長
	ヨシダ カズヒロ 吉田 数博	浪江町長
二号委員	エガワ アキラ 江川 章	いわき市漁業協同組合 代表理事組合長
	ヤシマ ヒロユキ 八島 宏之	農林中央金庫福島支店 営業第二班次長
	サガワ イズミ 佐川 泉	福島県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長
	タチヤ カンジ 立谷 寛治	相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長
	ノザキ テツ ○野崎 哲	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長
三号委員	ミヤシタ トモコ 宮下 朋子	福島海区漁業調整委員会委員(弁護士)
四号委員	クボキ ユキコ 久保木 幸子	福島県漁業協同組合女性部連絡協議会長
	タカハシ カズヤス 高橋 一泰	福島県漁業協同組合青壮年部連絡協議会会長
五号委員	オオコシ ワカ ◎大越 和加	東北大学大学院農学研究科教授
	キタハラ ヤスコ 北原 康子	福島県消費者団体連絡協議会理事
	スズキ フミエ 鈴木 扶美枝	(一般公募)
	ハマダ ナオコ 濱田 奈保子	東京海洋大学学術研究院職食品生産科学部門
	ハラダ ヒデミ 原田 英美	福島大学食農学類

※ ◎ 会長、○ 副会長

(参考) 福島県水産業振興審議会の三号委員 (海区委員会の委員)

任期	委員	備考
平成21年4月1日～平成23年3月31日	菅野 正子	学識経験
平成23年11月1日～平成25年10月31日	菅野 正子	学識経験
平成25年11月1日～平成27年10月31日	大越 和加	学識経験
平成27年11月1日～平成29年10月31日	大越 和加	学識経験
平成27年11月1日～平成28年9月30日	大越 和加	学識経験
平成28年11月1日～平成29年10月31日	川邊 みどり	学識経験
平成29年11月1日～令和元年10月31日	川邊 みどり	学識経験
令和元年11月1日～令和3年3月31日	鈴木 延枝	中立
令和3年4月15日～令和3年10月31日	宮下 朋子	中立

福島海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。
令和3年 月 日(議案第1号 福島県漁業調整規則改正の公布日)

福島海区漁業調整委員会
会長 今野智光

福島県漁業調整規則(令和2年福島県規則第68号)第41条の2第1号、2号、3号、4号及び第5号に規定する区域においては、令和3年10月15日から同年11月14日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。

河口付近はえなわ漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年 : 昭和56年
 対象魚種 : サケ（回帰親魚）
 対象海域 : 主要サケ増殖河川の海面の河口周辺

【指示発動までの経過】

- ・ 昭和49年に県の調整規則で河口付近の刺網漁業を禁止（45条の2）
- ・ 昭和55年に岩手県でサケはえなわが解禁、本県でも着業の動きが見られ、採卵親魚確保が危惧された。
- ・ 遡上数は漸増したものの未だに増大計画は達成できず、海面捕獲の更なる制限が必要とされた。

〈福島県漁業調整規則第45条の2＝河口付近の禁止区域〉

制 定：昭和49年
 発 端：本県サケ増殖団体からの要望（全沿岸域の沖合1kmをサケの禁止区域に設定）
 背 景：当時はサケ資源増大を目指した時期（沿岸漁業振興策）
 経 過：海区は諮問を受けて小委員会を設置し検討⇒現在の禁止区域で答申
 河口付近の禁止区域の南北距離は5km（請戸川北側の3kmは特例的距離）

【指示発動の理由】（第12期第7回委員会：昭和56年9月25日）

- ・ サケはえなわ漁業は全面的に禁止したいが、河口付近だけでも禁止を検討願いたい。
- ・ スズキはえなわ操業者にとっては死活問題との反対もあるが、（サケ資源増大の重要性に鑑み）指示発動を決議する。

【指示内容等の推移】

年度	禁止期間	禁止河口域
昭和56年度	10/15～11/14	真野川、新田川、請戸川、熊川、富岡川、井出川、木戸川、夏井川、鮫川の 9河川
平成17年度	〃	増殖事業を終了した鮫川を対象外（H13度：最終放流、H16度：最終回帰）
平成29年度	〃	震災以降増殖事業の中断を余儀なくされた請戸川、熊川、富岡川について、遡上保護が必要となるまで禁止区域を設定しない。
平成30年度	〃	増殖事業を再開したことから富岡川に禁止区域を設定。
令和2年度	〃	今後増殖事業の再開が見込まれることから、震災前と同様に鮫川を除く8河川を設定。
		福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）の制定において、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業における主要河川の河口周辺海域での一定期間の採捕禁止は、知事許可漁業の許可の条件として整理することが適当と判断し規則から削除。

令和3年度	操業実態として、対象となる刺し網漁業は漁業権に基づくものが多く、知事許可漁業と同様に制限する必要があることが判明したため、新規則の一部を改正し、さけ増殖事業が行われる主要河川の河口周辺海域で、一定期間刺し網漁業及び固定式刺し網漁業の操業を禁止する規定を加える。
-------	--

表1 本県のサケ親魚の回帰状況

年度	採捕尾数(尾)			河川遡上率 (%)	4年前の稚魚放流数(千尾)	全体回帰率 (%)	河川回帰率 (%)
	海面 A	河川 B	合計 C	$B/C \times 100$	D	$C/D \times 100$	$B/D \times 100$
H10	199,101	199,251	398,352	50.0	54,860	0.73	0.36
H11	137,864	135,781	273,645	49.6	61,251	0.45	0.22
H12	77,876	87,168	165,044	52.8	63,771	0.26	0.14
H13	136,150	166,739	302,889	55.0	56,427	0.54	0.30
H14	131,885	262,572	394,457	66.6	56,366	0.70	0.47
H15	149,780	175,299	325,079	53.9	49,950	0.65	0.35
H16	133,081	148,013	281,094	52.7	37,880	0.74	0.39
H17	125,327	219,183	344,510	63.6	49,638	0.69	0.44
H18	172,444	183,992	356,436	51.6	46,851	0.76	0.39
H19	169,817	286,457	456,274	62.8	42,925	1.06	0.67
H20	236,524	282,847	519,371	54.5	43,757	1.19	0.65
H21	206,945	225,983	432,928	52.2	43,318	1.00	0.52
H22	123,950	120,965	244,915	49.4	46,917	0.52	0.26
H23	0	57,563	57,563	100.0	53,304	0.11	0.11
H24	0	53,217	53,217	100.0	50,334	0.11	0.11
H25	0	37,206	37,206	100.0	47,392	0.08	0.08
H26	3,925	52,804	56,729	93.1	46,194	0.12	0.11
H27	5,815	72,604	78,419	92.5	8,845	0.73	0.67
H28	2,347	49,263	51,610	95.5	9,923	0.52	0.50
H29	1,451	32,244	33,695	95.7	9,164	0.37	0.35
H30	3,441	50,974	54,415	93.7	10,441	0.52	0.49
R1	290	2,662	2,952	90.2	8,220	0.04	0.03
R2	534	5,312	5,846	90.9	13,392	0.04	0.04

註1) H26～H29年の「採捕尾数(海面)」は、いわき地区の試験操業(さし網)による。H29の採捕尾数=水揚数量(kg)/H28の1尾あたりの平均体重で算出した。

註2) H23～H26年の「採捕尾数(河川)」は、阿武隈川、宇多川、真野川、新田川、夏井川の合計で、H27年に木戸川、H28年に小高川、H29年に富岡川が加わり、8河川の合計。

註3) H27～29年の4年前の「稚魚放流数」は、阿武隈川、宇多川、真野川、新田川、夏井川の5河川合計。

註4) H23年以降の「河川遡上率」、「全体回帰率」、「河川回帰率」は、ふ化放流事業、親魚の採捕が震災前とは大きく異なっていることから参考値として記載。

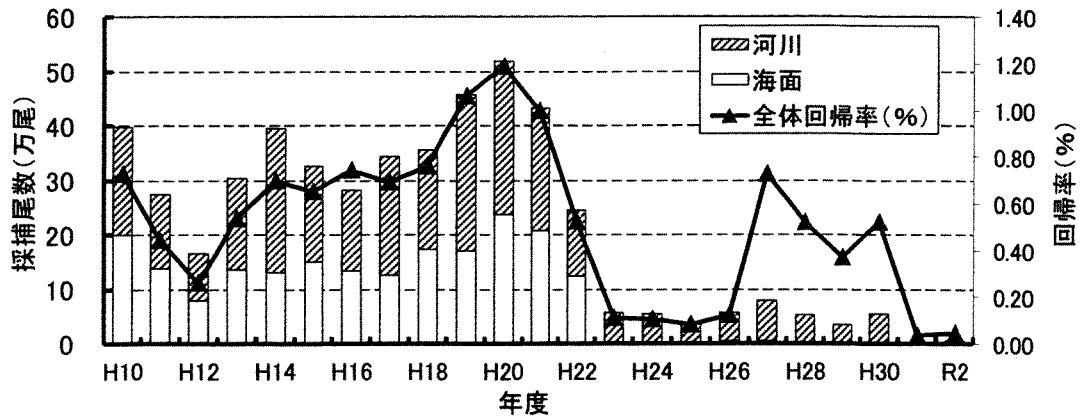
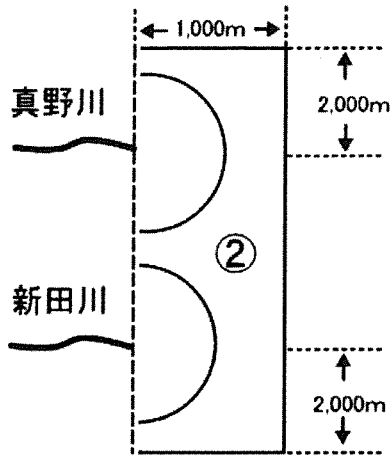


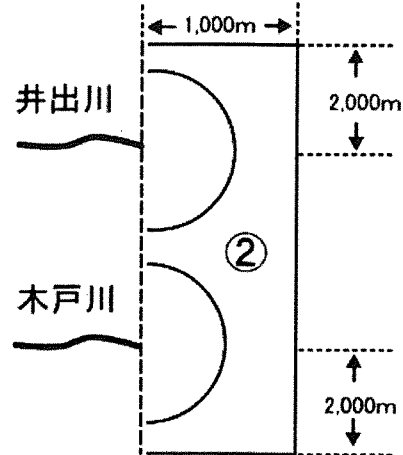
図1 本県のサケ親魚の採捕尾数と全体回帰率の推移

海区委員会指示による「河口付近のはえなわ漁業」禁止区域
概略図に示す②の区域

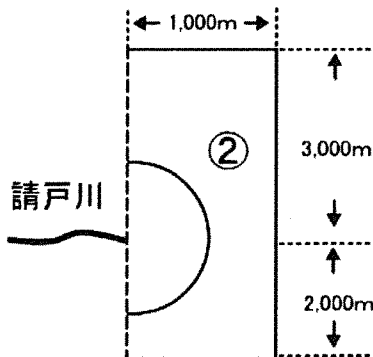
第41条の2第1号



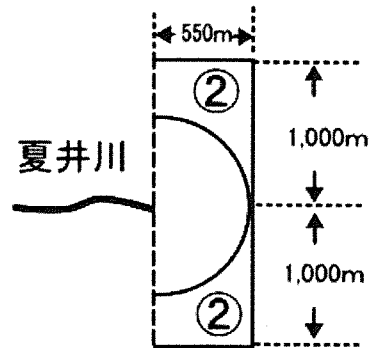
第41条の2第4号



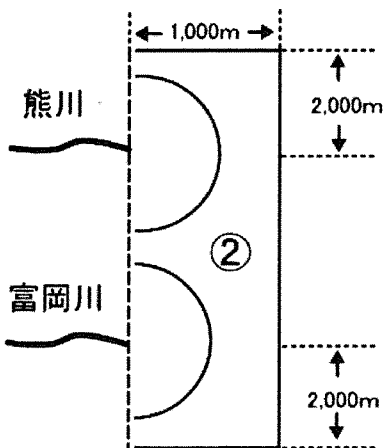
第41条の2第2号



第41条の2第5号



第41条の2第3号



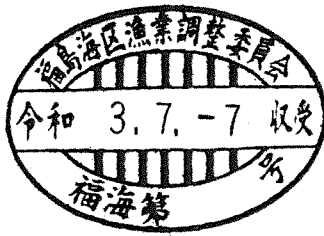
(凡例)

【福島県漁業調整規則】

- ① 第41条 (半径550m)
 - ・河口付近における採捕制限
 - ・毎年9/1～翌年5/31
- ② 第41条の2 (①との重複区域を除く)
 - ・刺し網及び固定式刺し網の禁止
 - ・毎年10/15～11/14

今回の海区委員会指示による禁止区域
：②と同じ区域

- ・ 小高川は、請戸川の補完的役割との位置付けから、禁止区域を設定しない（第13期第13回委員会 S62.8.25）。
- ・ 鮫川は、平成13年度を最後にサケ増殖事業が絶えており、遡上保護の必要性がなくなったため、禁止区域を設定しない（第18期第5回委員会 H17.7.28）。



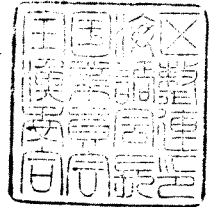
写

報告事項 ア

3 全漁調連第13
令和3年6月11日

各海区漁業調整委員会会長 殿

全国海区漁業調整委員会連合会
会長 志岐 富美雄



令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第57回）
の結果について

時下の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年度通常総会は、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大等を考慮し書面による表決とし、令和3年6月11日に会長による書面表決書の確認を行い各議案の議決をいたしました。

つきましては、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、令和3年度の事業計画につきまして、今後も新型コロナウイルスの感染状況により、変更となる可能性がありますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、今回の表決により新たな役員が選出され、今年度から事務局は長崎県から静岡県に事務局を引き継ぐこととなりましたので、併せてご報告いたします。長い間、お世話になりました。

(担 当)
全国海区漁業調整委員会連合会事務局
(長崎県連合海区漁業調整委員会事務局)
中ノ瀬、山下
TEL : 095-895-2821 FAX : 095-895-2584



3全漁調連第13号
令和3年6月11日

各海区漁業調整委員会会長様

全国海区漁業調整委員会連合会
会長 志岐 富美雄



書面表決結果

令和3年全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第57回）の議案につきまして、書面による審議結果を下記のとおりご報告いたします

記

1. 表決内容

議案	結果
第1号議案 令和2年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について	承認：多数 不承認：0
第2号議案 令和3年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について	承認：多数 不承認：0
第3号議案 協議事項（中央要望活動）	承認：多数 不承認：0
第4号議案 次期総会の開催地について	承認：多数 不承認：0
第5号議案 役員選出の件について	承認：多数 不承認：0

【審議結果】

第1号議案から第4号議案について、過半数の承認をもって原案通り可決されました。

2. 議案に関する意見

特に、意見はありませんでした。

令和3年度通常総会次第

議 事

第1号議案 令和2年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和3年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロ資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 外国漁船問題等について

VI 海洋性レジャーとの調整等について

第4号議案 次期総会の開催地について

第5号議案 役員を選出について

目 次

○ 議案関係

第1号議案	令和2年度事業報告書	1
	令和2年度収支決算書	6
	令和2年度剰余金処分(案)	8
第2号議案	令和3年度事業計画書(案)	10
	令和3年度収支予算書(案)	12
第3号議案	協議事項(中央要望活動)	14
	Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について	17
	Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について	18
	Ⅲ 太平洋クロマグロ資源管理について	19
	Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について	23
	Ⅴ 外国漁船問題等について	26
	Ⅵ 海洋性レジャーとの調整等について	29
第4号議案	次期総会の開催地について	33
第5号議案	役員選出について	

※ 第17期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧参照(P42)

○ 表彰関係

※ 今回、「海区漁業調整委員会70周年記念大会」における功労者に対し農林水産大臣感謝状・水産庁長官感謝状の授与のほか、令和3年度は会長表彰海区漁業調整委員会委員表彰(一般表彰、事務局員ほう賞)を実施する。

○ 資料

1	全国海区漁業調整委員会連合会会則	36
2	海区漁業調整委員会委員の表彰要領	39
3	全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員ほう賞要綱	41
4	第17期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧	42
5	会員(関係海区漁業調整委員会)	43

総会に対する理事の提出書

第1号議案 令和2年度事業報告書
令和2年度収支決算書
令和2年度剰余金処分（案）

第2号議案 令和3年度事業計画書（案）
令和3年度収支予算書（案）

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

第4号議案 次期総会の開催地について

第5号議案 役員選出について

令和3年5月21日

理事	志岐	富美雄	理事	村田	壽
理事	山下	三千男	理事	加藤	和夫
理事	北尾	登史郎	理事	川寄	和正
理事	安藤	善則	理事	松本	光明
理事	畠山	喜勝	理事	櫻本	和美
理事	土屋	貞男	理事	稲村	幸雄
理事	神田	潔	理事	岸	宏
理事	谷口	孝男	理事	田沼	政男
理事	井本	瀧雄	理事	木下	清

第 1 号 議 案

令和 2 年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

I 令和2年度事業報告書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 主たる庶務事項

年 月 日	事 項
令和2年5月22日	・ 第165回理事会及び監事監査、令和2年度通常総会（第56回）を東京都江東区で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大懸念のため中止（書面による審議を実施）
令和2年8月6日	・ 正副会長会中止、理事会中止、要望活動中止
令和2年8月6日	・ 中央要望活動(郵送) 総会議決事項について関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望書送付
令和2年11月24日	・ 東日本ブロック会議を千葉県で開催（書面決議）
令和2年12月4日	・ 令和2年度事務局長会議を開催（資料配布、一部書面決議） 事業計画、研修会テーマ、ブロック会議計画等を審議
令和3年1月8日	・ 九州ブロック会議を熊本県で開催（書面決議）
令和3年2月10日	・ 西日本ブロック会議を岡山県で開催（書面決議）
令和3年3月9日	・ 日本海ブロック会議を福井県で開催（書面決議）
令和3年3月31日	・ 事務局職員研修会兼漁業調整担当者会議を長崎県で開催（資料配布）
(令和3年度)	
令和3年4月	・ 事務局幹事会の開催（中止）
令和3年4月22日 ～ 4月29日	・ 会長・副会長会議を開催(メール会議) 第57回通常総会及び70周年記念大会開催の検討、第166回理事会付議事項の検討
令和3年5月12日 ～ 5月21日	・ 第166回理事会、監事監査及びほう賞委員会開催（中止） ※ 書面決議

令和 3年 5月21日

・ 第57回通常総会開催（東京都, 中止）

※ 書面決議

2 主な事業の実施結果

(1) 総会 令和2年度通常総会（第56回）

④ 議事

第1号議案「令和元年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について」
原案のとおり承認した。

第2号議案「令和2年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について」
原案のとおり承認した。

第3号議案「協議事項」（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロの資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 外国漁船問題等について

VI 海洋性レジャーとの調整等について

以上の6項目について、原案のとおり承認、関係方面へ要望することとし、要望方法については役員会に一任することに決定した。

第4号議案「次期総会の開催地について」

令和3年度通常総会を宮城県で開催することを決定した。

(2) 理事会

① 第165回（延期）

3月末開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大懸念のため、5月に延期。
（令和元年度事業の実施状況、各ブロック会議における要望内容等を踏まえ、次年度通常総会（第57回）に提出する協議事項、事業計画書案等について、書面による審議を実施予定）

② 第165回（書面決議）

5月21日開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大懸念のため中止
（正副会長会で決議）。

（令和元年度事業の実施状況、各ブロック会議における要望内容等を踏まえ、次年度通常総会（第57回）に提出する協議事項、事業計画書案等について、書面による審議を実施（併せて、選考委員会開催）

(3) 会長・副会長会議

① 令和2年度第1回（中止）

ア 日 時 令和2年8月6日

イ 会 場 東京都千代田区

ウ 内 容 関係省庁及び関係国会議員に対する要望について

② 令和2年度（令和3年度）第2回（メール会議）

ア 日 時 令和3年4月9日～14日（意見照会）

イ 内 容 通常総会の開催について（会場開催の検討）

③ 令和2年度（令和3年度）第3回（メール会議）

ア 日 時 令和3年4月22日～29日（意見照会）

イ 内 容 通常総会、70周年記念式典の開催について（書面決議）

ウ 昨年どおり、理事会、通常総会を書面決議で行うこととし、各ブロック会議で決議された要望内容について協議を行い、理事会への付議事項を決定

(4) 要望活動(中止)

① 日 時 令和2年8月

② 場 所 東京都内

③ 内 容 総会決議事項（第3号議案「協議事項」）について、関係省庁（水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び衆・参両議院農林水産委員会委員長への要望書を郵送（回答は会員に回付）

(5) ブロック会議

令和2年11月～令和3年1月の間、日本海、東日本、九州及び西日本の順にブロック会議を開催し（書面決議）、各海区からの提出議案等について審議を行った。

① 日本海ブロック会議（福井県、書面）

ア 日 時 令和2年3月9日

イ 議 事

(1) 令和2年度全漁調連要望活動の結果について

(2) 令和3年度要望事項について

② 東日本ブロック会議（千葉県、書面）

ア 日 時 令和2年11月24日

イ 報告事項 令和元年度総会決議事項の要望活動結果

ウ 議 事

第1号議案 令和3年度総会に向けた要望事項について

第2号議案 次期役員を選出について

第3号議案 次年度開催海区について

③ 九州ブロック会議（熊本県、書面）

ア 日 時 令和3年1月8日

イ 報告事項 令和元年度全漁調連要望活動結果

ウ 議 事

第1号議案 令和3年度要望事項について

第2号議案 協議事項・照会について

第3号議案 次期開催海区について

その他

④ 西日本ブロック会議（岡山県、書面）

ア 日 時 令和3年2月10日

イ 報告事項 全漁調連要望活動の結果等

ウ 議 事

第1号議案 西日本ブロック会議要望事項について

第2号議案 次期開催海区について

(6) 海区漁業調整委員会事務局職員研修会兼都道府県漁業調整担当者会議（山口県、中止）
水産庁主催の都道府県漁業調整担当者会議と併催の第56回事務局職員研修会を開催（資料配布）し、事務局職員の見識を深めた。

① 日 時 令和3年3月31日

② 内 容

ア「海区漁業調整委員会の権限と役割について」

イ「（例規集）海区漁業調整委員会の権限と役割 ②」

(7) 事務局長会議

① 日 時 令和2年12月4日

② 会 場 大分県

③ 内 容 次の各事項について協議を行った。

ア 令和2年度全漁調連事業計画について

イ 令和2年度事務局職員等研修会のテーマについて

ウ ブロック会議の計画・運営について

エ 全漁調連諸会議の実施状況と令和3～7年度の開催計画について

オ 海区漁業調整委員会の運営について

カ その他

(8) 委員・職員名簿、委員会指示集及び会報の発行

以下の冊子等を作成し、各海区漁業調整委員会ほか関係機関に配布した。

①「海区漁業調整委員会委員・職員名簿」令和2年6月

編集・発行 佐賀県連合海区漁業調整委員会事務局

②「海区漁業調整委員会指示集（令和2年度版）」令和3年1月

編集・発行 宮崎海区漁業調整委員会事務局

③「全国海区漁業調整委員会連合会会報第147号」令和3年3月

編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（長崎県連合海区）

II 令和2年度収支決算書

1 収入の部 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

科目	本年度予算額	収入額	比較増減	備考
会費	6,640,000	6,640,000	0	会員 40 都道府県
繰入金	0	0	0	
雑収入	1,414	45,555	44,141	預金利子、徽章代
繰越金	2,828,486	2,828,486	0	
計	9,469,900	9,514,041	44,141	

会費内訳	39 都府県	×	160 千円	=	6,240 千円
	北海道	×	400 千円	=	400 千円
			計		6,640 千円

2 支出の部

(単位:円)

科目	本年度予算額	執行額	執行率	備考
(1) 総務費	357,000	108,608	30%	
旅費	150,000	0	0%	総会打合せにかかる旅費
消耗品費	10,000	0	0%	
印刷製本費	30,000	9,370	—	会報誌印刷費等
通信運搬費	120,000	62,238	52%	郵便代、運送料、振込手数料等
会議費	0	0	0%	
連絡調整費	0	0	0%	
人件費	0	0	0%	
使用料・賃借料	0	0	0%	
負担金	37,000	37,000	100%	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	0	0%	全内漁管連総会祝電代
(2) 事務局長会議費	420,000	0	0%	開催地:大分県、中止
旅費	170,000	0	0%	事務局旅費
会議費	250,000	0	0%	担当海区経費
(3) ブロック会議費	1,700,000	0	0%	開催地:福井、千葉、岡山、熊本、中止
旅費	500,000	0	0%	担当副会長・事務局
会議費	1,200,000	0	0%	担当海区経費 各400千円
(4) 研修会費	600,000	0	0%	開催地:山口県、中止
旅費	350,000	0	0%	bu
研修会費	250,000	0	0%	担当海区経費
(5) 役員会費	1,830,000	0	0%	理事会・正副会長会議・監事会、中止
旅費	1,530,000	0	0%	役員・事務局
会議費	300,000	0	0%	
(6) 総会費	1,300,000	292,120	22%	5月22日:東京都、中止
旅費	100,000	0	0%	会長、事務局
消耗品費	450,000	173,320	39%	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	118,800	79%	議案書印刷費
会議費	600,000	0	0%	会場使用料等
(7) 活動対策費	550,000	25,300	5%	要望活動、中止
旅費	500,000	0	0%	役員・事務局
活動対策費	50,000	25,300	51%	要望書印刷費等
(8) 予備費	2,712,900	280,500	10%	
計	9,469,900	706,528	7%	

会費収入	執行額	会費収入に占める割合
6,640,000	706,528	11%

Ⅲ 令和2年度剰余金処分(案)

1 当期末処分剰余金

本年度収入額	9,514,041 円
本年度支出額	706,528 円
差引(未処分剰余金)	8,807,513 円

2 剰余金処分(案)

次年度繰越金	8,807,513 円
--------	-------------

監 事 の 意 見 書

令和3年5月21日に会長から提出された令和2度事業報告書、収支決算書の各事項並びに関係帳簿、証憑書類を監査したところ、その内容は適正なものと認めます。

令和3年5月21日

全国海区漁業調整委員会連合会

監 事 濱 野 勝 男 ⑩

監 事 石 井 春 人 ⑩

監 事 金 城 明 律 ⑩

第 2 号 議 案

令和 3 年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

I 令和3年度事業計画書（案）

平成30年12月14日付けで新たな漁業法が公布され、昨年12月1日度施行された。

我が国水産業が再生・発展するには、「適切な資源管理の着実な実行」、「生産性持続可能性の高い漁業構造の構築」等の施策達成に向けた各種調整等を担う海区漁業調整委員会の役割が今後ますます重要となる。

全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成される本連合会は、漁業法第一条に掲げる「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」を目的として、水産業の発展に寄与するため令和3年度に次の事業を実施するものとする。

1 総会・記念大会の開催（令和3年5月21日：書面決議）

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応により書面決議方式で通常総会を開催し、令和3年度事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択する。

(1) 通常総会

第1号議案 令和2年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和3年度事業計画書案及び収支予算書案について

第3号議案 協議事項（令和3年度全漁調連要望書（案）について）

第4号議案 次期総会の開催地について

第5号議案 役員選出について

(2) 漁業調整委員会70周年記念大会

農林水産大臣感謝状、水産庁長官感謝状及び記念品の贈呈

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会会長表彰

一般表彰、職員ほう賞及び記念品の贈呈

※「漁業調整委員会70周年記念大会」の開催は、該当者へ感謝状、表彰状及び記念品の郵送に替えて行う。また、一般表彰、職員ほう賞及び記念品の贈呈も同様に行う。

2 理事会（役員会）の開催（令和3年5月12日から21日：書面決議）

新型コロナウイルス感染症への対応により、昨年に引き続き、書面決議方式で開催する。

当連合会の運営及び漁業調整問題、各ブロック会議における各種決議事項等について、審議、検討を行うとともに、総会決議に基づく要望事項について関係省庁等と協議又は要望を行う。

また、総会に付議する事項について審議、決定する。

3 ブロック会議（令和3年10～11月）

海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討する。

また海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築する。

令和3年度ブロック会議の開催予定

東日本ブロック … 東京

日本海ブロック … 京都
西日本ブロック … 和歌山
九州ブロック … 沖縄

4 事務局職員研修会（令和3年10月 島根）

海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催する。

※ 水産庁が主催する「都道府県漁業調整担当者会議」と併催。

5 事務局長会議（令和3年6月 兵庫）

海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討する。

6 漁業調整活動対策等

各海区より提案があった下記の事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望し、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図る。

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 外国漁船問題等について
- VI 海洋性レジャーとの調整等について

また、漁業系統団体等から構成される「全国漁場環境保全対策協議会」の会員として、漁場環境保全のための活動に努める。

その他、当連合会の事業を効果的かつ円滑に推進するため、関係省庁・関係機関等との協議、調整を行う。

7 会報等の発行

各海区における実務等の参考とするため、下記の冊子等を発行する。

(1) 「70周年記念誌」を発行する。

※ 新型コロナウイルス感染症への対応により、記念式典が見送られたことから、企画内容を再検討して作成する。

(2) 「海区漁業調整委員会指示集（令和2年度版）」を発行し、会員の実務の参考に資する。

(3) 海区漁業調整委員会の組織現況の把握、会員間連絡等に供するため、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」を発行する。

(4) その他、必要に応じて漁業調整委員会事務局に関する資料を編纂、発行し、会員の実務の参考に資する。

Ⅱ 令和3年度収支予算書（案）

1 収入の部（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前期予算額	比較増減	備考
会 費	6,640,000	6,640,000	0	会員 40 都道府県
繰入金	0	0	0	
雑収入	1,414	1,414	0	預金利子、徽章代
繰越金	8,807,513	2,828,486	5,979,027	
計	15,448,927	9,469,900	5,979,027	

会費内訳	39 都府県	× 160 千円 =	6,240 千円
	北海道	× 400 千円 =	400 千円
		計	6,640 千円

2 支出の部

(単位:円)

科目	令和3年度予算額	令和2年度予算額	増減	備考
(1) 総務費	357,000	357,000	0	
旅費	150,000	150,000	0	総会打合せにかかる旅費
消耗品費	10,000	10,000	0	
印刷製本費	30,000	30,000	0	会報誌印刷費等
通信運搬費	120,000	120,000	0	郵便代、運送料、振込手数料等
会議費	0	0	0	
連絡調整費	0	0	0	
人件費	0	0	0	
使用料・賃借料	0	0	0	
負担金	37,000	37,000	0	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	10,000	0	全内漁管連総会祝電代
(2) 事務局長会議費	420,000	420,000	0	開催地:兵庫県
旅費	170,000	170,000	0	事務局旅費
会議費	250,000	250,000	0	担当海区経費
(3) ブロック会議費	1,700,000	1,700,000	0	開催地:東京、京都、和歌山、沖縄
旅費	500,000	500,000	0	担当副会長・事務局
会議費	1,200,000	1,200,000	0	担当海区経費 各400千円
(4) 研修会費	600,000	600,000	0	開催地:島根県
旅費	350,000	350,000	0	発表者
研修会費	250,000	250,000	0	担当海区経費
(5) 役員会費	1,830,000	1,830,000	0	理事会・正副会長会議・監事会
旅費	1,530,000	1,530,000	0	役員・事務局
会議費	300,000	300,000	0	
(6) 総会費	1,300,000	1,300,000	0	5月:東京都
旅費	100,000	100,000	0	会長、事務局
消耗品費	450,000	450,000	0	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	150,000	0	議案書印刷費
会議費	600,000	600,000	0	会場使用料等
(7) 活動対策費	2,050,000	550,000	1,500,000	要望活動
旅費	500,000	500,000	0	役員・事務局
活動対策費	50,000	50,000	0	要望書印刷費等
企画費	1,500,000	0	1,500,000	70周年記念誌編集等
(8) 予備費	7,191,927	2,712,900	4,479,027	
計	15,448,927	9,469,900	5,979,027	
会費収入	6,640,000	執行額	9,469,900	会費収入に占める割合
				143%

第 3 号 議 案

協議事項（中央要望活動）

令和 3 年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 外国漁船問題等について
- VI 海洋性レジャーとの調整等について

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目的として水産改革関連法（漁業法等の一部を改正する等の法律）が平成30年12月に成立し、70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。

漁業法では「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」が明記され、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

一方、全国を挙げて新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む中で、我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、様々な問題が山積しています。

特に、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

また、「沿岸漁業と沖合漁業との競合」、「クロマグロをはじめとする広域回遊種の資源管理の調整」及び「プレジャーボート等の遊漁と漁業の摩擦」など、解決方法がなかなか見えないような深刻な課題も依然として続いています。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、国内外で生じている水産物の安全性に関する風評による需要の低迷は、全国各地の水産業に今なお影響を与えています。

沿岸漁業にとって、漁業資源を有効に利用しながら、将来にわたり漁業を営んでいくためには、これらの課題の解決が不可欠です。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和3年5月21日の第57回通常総会(書面議決)により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和3年6月

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 鈴 木 精

要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 外国漁船問題等について
- VI 海洋性レジャーとの調整等について

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

今回の漁業法施行により、海区漁業調整委員会の機能の拡大も求められる中、その運用には国や都道府県、漁協等とも連携し万全を期して取り組むとともに、今後とも漁業調整機構の運用により水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという漁業法の目的のもと、海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続き対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

海区漁業調整委員会が、今後とも漁業調整機構としての役割発揮と新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始されるとともに、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されることになることから、その適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4【新規】改正漁業法施行後の事務の円滑化について

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。

また、そのためのシステムの構築と運営方法の明確化を図ること。

5【新規】水産政策の改革について

① 新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対し速やかに技術的助言を行うなど適切に指導・助言を行うこと。

II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反（密漁）が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今

後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようより高い意識を持つことが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギの密漁等に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁については今後も協力・連携体制を充実していただき、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

2 「密漁もの」の流通防止

市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。

また、違法漁獲物の流通防止のための規制の施行に向けて、関係者への周知を行うとともに、現場に過度の負担とならないよう必要な措置を講じること。

なお、シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて国の主導で平成 27 年から数量管理が導入され、平成 30 年からは T A C 法に基づく漁獲可能量管理が開始されています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊が稀であった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

つきましては、影響を受ける漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等

北太平洋マグロ類国際科学小委員会（I S C）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）での決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を 2024 年までに歴史的中間値である約 4 万 3 千トンへ回復）を達成する確率を初めて 100%としたことなどを踏まえ、W C P F C において、今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。

また、平成 30 年 7 月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。

② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等

漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理

の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みや県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。

また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。

なお、資源管理の推進にあたっては、魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明と瀬戸内海等での来遊調査を行うこと。

2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な再放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。

また、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動（へい死した場合、海上投棄とみなされないよう海上保安庁との情報共有を含む）、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じること。

このほか、再放流等のための経営コスト増大については、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等

数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を 19 トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

④ 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

遊漁者および遊漁船業者に対し、国が操業自粛を強く指導するとともに、採捕禁止も含めた全国的な規制の導入をすること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない

状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和元年7月に北太平洋漁業委員会（NPF C）で、サンマ漁獲割当量は合意されたものの、国別の割当は来年以降に検討されることとなっており、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、平成30年からTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかと不安も募っています。

また、新たな漁業法のもとでは、TAC対象魚種の拡大やIQの導入等による新たな混乱の発生、大臣許可漁業では一定の条件を満たせばトン数規制の撤廃も可能とされており、沿岸の小型船が出漁できないような荒天時にも操業可能となり、高価格の漁獲物をより効率的に漁獲できるようになる恐れもあります。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

- ① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。
- ② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。
- ③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。

- ④ レジームシフトなど海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。
- ⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入にあたっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「I Qの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。

2 マサバ太平洋系群の適正利用

- ① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の漁獲枠を資源に影響が及ばないよう設定すること。
- ② 目標管理基準値は、レジームシフトなどの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。
- ③ 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なうこと。

3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響を科学的に評価し、資源量に基づく漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効性ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

5 沖合漁業の操業秩序の確立

- ① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。

なお、VMS航跡情報の運用・活用については、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のためにも、許可条件とするなど国の責務として積極的な改善を図ること。

- ② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

6 沿海地区における発電事業への対応について

- ① 沿海地区において石炭火力発電・バイオマス発電事業を計画した場合には、法的アセスメントのみならず、事業を開始する前及び事

業開始後も海洋環境調査等を実施し、当該事業計画地域の漁業への影響を確認するための仕組みを構築すること。

- ② 小規模火力発電事業の実施にあたっては、当該事業実施地域の地元沿岸漁業者への説明責任を果たし、十分に理解を得るような仕組みを構築すること。

7 改正漁業法における新たな資源管理措置等について

- ① 新たな資源管理の検討にあたっては、自主的な資源管理措置を尊重し、TACのみを前提とすることなく漁業現場の実情に即した資源管理が可能となるよう十分配慮すること。また、前年漁期において取り残したTAC数量を次年に繰り越しできるように弾力的な運用を要望する。
- ② IQ導入によるトン数制限の撤廃など新たな資源管理措置により、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明を丁寧に行い、漁業の実態を踏まえた実行可能性を考慮し、新たな資源管理措置を漁業者等の理解と合意のもとに進めるなど、慎重な対応をすること。
- ③ 漁獲可能量の配分は、選択的に漁獲ができない定置漁業など沿岸の零細漁業の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。
- ④ 遊漁者の管理について、数量把握や採捕抑制のための具体的な対策を国の責任において早期に進めること。

V 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いています。

また、平成25年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となった他、平成28年1月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成29年6月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成26年の8月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年10月には日本海大和堆周辺の我が国排他的経済水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

また、平成30年6月の米朝首脳会談を機に落ち着いていた北朝鮮による弾道ミサイル発射は、令和元年5月以降繰り返し行なわれ、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

1 排他的経済水域の境界の画定

竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。

2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

① 日台漁業取り決め適用水域から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。

② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船の P I 保険への加入義務化を促すこと。

③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国の排他的経済水域内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯27度以南の海域について日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、操業条件の緩和と国による支援並びに積極的な外交交渉を行うこと。

⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害について、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。

3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう必要な対策の強化を講じること。

③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること

- ④ 北朝鮮のミサイル発射については、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

4 被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、漁場機能維持管理事業等による対策を充実、強化すること。

VI 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。また、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボート等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

中でも、規制緩和により免許・登録が免除されたいいわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国においても民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、今後、オリンピック等開催に伴う海洋性レジャー人口の増加や気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加を防止し、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

また、プレジャーボート、ミニボートともに海難事故が発生すると、その救助活動の多くを漁業者が負担している一方で、事故を起こした利

用者が十分な保険にも加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償など事故後の処理においてトラブルがさらに拡大することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

② プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化の推進などの新たな対策を検討すること。

③ 【新規】スピアフィッシングに対する指導強化

スピアフィッシング利用者に対する安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

3 ミニボートによる危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置の設置を義務化すること。

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動に必要不可欠となる、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある方策を、早急に検討すること。

④ ミニボートの保険加入義務化

日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とするとともに、ミニボートが漁業操業を妨害した場合や海難事故に伴い漁船等が救難活動を行った場合に漁業者にその損害や費用を確実に補てんするため、保険への加入率の向上を図るとともに、義務化を検討すること。

第 4 号 議 案

次期通常総会の開催地について

次期通常総会の開催地について

次期通常総会（第 58 回）を宮城県で開催する。

第 5 号 議 案

次期役員選出について

次期役員選出について

第 17 期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧のとおり (P42)。

令和3年度表彰者名簿

令和3年度連合会会長表彰

○ 令和3年度全漁調連表彰者（一般表彰）一覧

No	区分	都道府県	海区名	氏名	ふりがな
1	一般表彰	北海道	石狩後志海区	池守 力	いけもり ちから
2	一般表彰	北海道	石狩後志海区	白井 俊	しらい たかし
3	一般表彰	北海道	石狩後志海区	小西 正之	こにし まさゆき
4	一般表彰	北海道	石狩後志海区	松尾 英二	まつお えいじ
5	一般表彰	青森県	青森西部海区	川山 光則	かわやま みつのり
6	一般表彰	青森県	青森西部海区	古川 今日志	こがわ きょうし
7	一般表彰	茨城県	霞ヶ浦北浦海区	薄井 征記	うすい せいき
8	一般表彰	千葉県	千葉海区	海老原 齊	えびはら ひとし
9	一般表彰	石川県	石川海区	坂下 優	さかした まさる
10	一般表彰	石川県	石川海区	中谷 英明	なかや ひであき
11	一般表彰	静岡県	静岡海区	山田 洋二	やまだ ようじ
12	一般表彰	愛知県	愛知海区	稲垣 芳樹	いながき よしき
13	一般表彰	滋賀県	琵琶湖海区	望月 幸三	もちづき こうぞう
14	一般表彰	京都府	京都海区	神田 潔	かんだ きよし
15	一般表彰	島根県	隠岐海区	吉田 篤司	よしだ あつし
16	一般表彰	佐賀県	松浦海区	川口 半一郎	かわぐち はんいちろう
17	一般表彰	沖縄県	沖縄海区	藤田 喜久	ふじた よしひさ

○ 令和3年度全漁調連表彰者（職員ほう賞）一覧

No	区分	都道府県	海区名	氏名	ふりがな
1	職員ほう賞	北海道	釧路十勝海区	大月 勝彦	おおつき かつひこ
2	職員ほう賞	北海道	釧路十勝海区	千原 裕之	ちはら ひろゆき
3	職員ほう賞	愛媛県	愛媛海区	若下 藤雄	わかした ふじお

資 料

- 1 全国海区漁業調整委員会連合会会則
- 2 海区漁業調整委員会委員の表彰要領
- 3 全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員ほう賞要綱
- 4 第17期 全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧
- 5 会 員（関係海区漁業調整委員会）

1 全国海区漁業調整委員会連合会会則

(目 的)

第1条 この会は、海区漁業調整委員会の相互連絡を密にし、その全国結集により重要問題の解決を図り、地方行政の一翼を担う執行機関として適正円滑な運営を期し、もって全国水産業の発展に寄与し、その使命を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、全国海区漁業調整委員会連合会と称する。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、全国海区漁業調整委員会連合会会長（以下、「会長」という。）の属するブロックの海区漁業調整委員会の事務所内に置く。

2 ブロックは日本海ブロック、東日本ブロック、西日本ブロック、九州ブロックの4ブロックとする

(会 員)

第4条 この会員は、全国海区漁業調整委員会をもって組織する。ただし、一都道府県内の数海区漁業調整委員会による連合海区漁業調整委員会は、その名において加入することができる。

(事 業)

第5条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 海区漁業調整委員会の相互連絡協議
- (2) 漁業振興対策の研究に関する事項
- (3) 海区漁業調整委員会の運営に必要な資料の作成
- (4) 海区漁業調整委員会の職員の研修
- (5) 連合会会報の発行
- (6) その他理事会において必要と認める事項

(役 員)

第6条 この会の役員として理事18人以内及び監事3人を置く。

2 理事及び監事は、総会において会員である海区漁業調整委員会の会長（北海道連合海区漁業調整委員会にあっては会長及び副会長）のうちから会員が選出する。

3 役員任期は、4年とする。ただし、該当年の総会の日までとする。

役員が自己の属する海区漁業調整委員会の会長の職でなくなったときは、その後任の会長が残任期間その役員を承継する。

4 この会は、会長1人、副会長5人を置き、理事が互選する。

会長については、平成21年の総会までは東日本会ブロック選出の理事から、その後は任期毎に日本海ブロック、西日本ブロック、九州ブロック、東日本ブロックの順で、そのブロック選出の理事の中から選ばれる。

5 この会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は会長が理事会に諮り委嘱する。

(会長等の職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め会長の

指定する順位により会長の職務を代理する。

3 監事は、事業及び予算の執行状況について監査する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長が必要と認めるとき随時開催する。

(会議)

第9条 この会の総会は、毎年1回開催するものとし、会長が招集する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 この会の総会は、総会員の過半数にあたる会員が出席しなければ開くことができない。

3 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第10条 この会の経費は、会費及び国の補助金等をもって充てる。

2 会費は、会員が属する都道府県を単位とし、年額16万円とする。ただし、北海道は年額40万円とする。

3 会長は、臨時に必要な場合は役員会に諮り、特別負担金を徴収することができる。

(事業年度)

第11条 この会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支決算)

第12条 会長は、事業年度終了後事業報告書及び収支決算書を作成し、次期総会においてその承認を受けるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第13条 会長は、事業計画書案及び収支予算書案を作成し、事業年度開始後の最初の総会においてその承認を受けるものとする。

(支部)

第14条 この会に支部を置くことができる。

2 支部は、その区域内における事業を行う。

3 この会則に定めるほか、支部に関する事項は支部において定める。

(雑則)

第15条 この会則の変更及び廃止は総会に諮りこれを定める。

第16条 この会則に定めるほか、必要な事項は会長がその都度定める。

付 則

この会則は昭和40年7月26日から施行する。

付 則

この会則は昭和42年5月19日から施行する。

付 則

この会則は昭和44年4月1日から施行する。

付 則

この会則は昭和46年5月7日から施行する。

付 則

この会則は昭和47年5月25日から施行する。

ただし、第6条の現行の役員の任期は従前のおりとする。

付 則

この会則は昭和48年5月8日から施行する。

付 則

この会則は昭和49年5月8日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この会則は昭和53年5月15日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この会則は昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この会則は平成元年5月12日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成元年4月1日から施行する。

付 則

この会則は平成5年5月21日から施行する。

付 則

この会則は平成11年5月11日から施行する。

付 則

この会則は平成15年5月15日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成15年4月1日から施行する。

付 則

この会則は平成18年5月11日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年5月9日から施行する。

付 則

この会則は平成22年5月20日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成22年4月1日から施行する。

2 全国海区漁業調整委員会連合会海区漁業調整委員会委員の表彰

要領

(目的)

第1 全国海区漁業調整委員会連合会（以下、「全漁調連」という）は、各海区漁業調整委員会の委員として永年にわたりその職責を全うしたものを表彰し、委員会の活発な調整活動の推進を図ることを目的とする。

(表彰の方法)

第2 表彰は一般表彰と記念表彰とし、一般表彰は全漁調連の通常総会において、記念表彰は記念大会において全漁調連会長から被表彰者に対してそれぞれの賞状を授与することにより行う。

(表彰の対象)

第3 この要領により表彰を受けるものは、委員会の運営に功績顕著な者であって、当該海区の会長から推薦のあった者について表彰選考委員会の選考を経たものとする。

(表彰選考委員会)

第4 全漁調連理事会に会長他5名をもって構成する表彰選考委員会を設置する。
表彰選考委員会の委員長は、全漁調連会長とする。

(被表彰者の推薦)

第5 各海区漁業調整委員会の会長は、次に定める表彰基準に該当する者については、総会又は大会開催の2か月前までに全漁調連会長あてに推薦しなければならない。

(表彰基準)

第6 一般表彰及び記念表彰にあつては、次の基準によって表彰する。

1 一般表彰

表彰を実施する通常総会の開催前の3月31日（以下、「基準日」という）現在において、委員として10年以上就任した者。

ただし、基準日の1年以上前に退任している者、過去において委員功績により農林水産大臣及び水産庁長官の表彰を受けた者及びこの要領に基づく一般表彰を受けた者は除く。

2 記念表彰

前号ただし書きの表彰を受けた者であつて、記念大会の都度全漁調連理事会において決定する表彰基準に該当する者。

(大臣表彰等の推薦)

第7 全漁調連会長は、記念表彰の被表彰者であつて、特に功績顕著な者については、

表彰選考委員会の議を経て農林水産大臣表彰及び水産庁長官表彰を推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第8 被表彰者の決定は、第6の表彰基準に基づいて表彰選考委員会が審査し、決定する。

(推薦の手続き)

第9 被表彰者の推薦は、被表彰者推薦名簿(別紙様式)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(イ) 履歴書

(ロ) 功績調書

(ハ) その他参考となる資料

付 則

この要領は、昭和51年11月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成3年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成6年3月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年3月6日から施行する。

3 全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員ほう賞要綱

第1 目 的

全国海区漁業調整委員会連合会に加入している海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会事務局職員で、永年勤務したもの、若しくは顕著な業績のあったものをほう賞し、その功労に報ゆるとともに、あわせて職員全般の執務意欲を高揚し、業務の運営能率を向上せしめるものとする。

第2 分類及びその範囲

ほう賞の範囲は、次の各項の一に該当するもののうちから、ほう賞委員会の選考を経たものとする。また、事務局をほう賞の対象とすることもできる。

- A 10年以上事務局職員として在席した者（永年勤続ほう賞）
- B 旺盛な責任感に徹し、職務上の業績顕著な者（業績ほう賞）

第3 ほう賞及びほう賞方法

ほう賞は、会長がほう賞状を授与することにより行う。

第4 被ほう賞者の決定とその手続き

- 1 第一次選考は所属の各会長が、その所属職員に対して行い、各選考者はその結果に基づき会長に内申する。
- 2 会長は、各選考者の内申に基づきほう賞委員会の議に付して被ほう賞者を決定する。
- 3 ほう賞委員会の委員長は、会長とし、委員は会長の命ずる者5名をもって構成する。

第5 実施期日

ほう賞の授与式は、原則として総会において行うものとする。

付 則

この要綱は、平成19年3月8日から施行する。

4 第17期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧

会長	鈴木 精	(静岡海区)
副会長 (会長職務代理)		
	今野 智光	(福島海区)
副会長	小林 利幸	(福井海区)
副会長	浅井 利一	(三重海区)
副会長	北田 國一	(広島海区)
副会長	江口 幸男	(熊本県連合海区)
理事	工藤 幸博	(北海道連合海区)
理事	富田 重基	(青森県西部海区)
理事	大井 誠治	(岩手海区)
理事	森本 太郎	(富山海区)
理事	上田 良介	(但馬海区)
理事	板倉 高司	(鳥取海区)
理事	松村 徳夫	(和歌山海区)
理事	今井 一郎	(大阪海区)
理事	岡本 彰	(徳島海区)
理事	佐々木 護	(愛媛海区)
理事	半田 亮司	(福岡県連合海区)
理事		(鹿児島県連合海区)
監事	川崎 一好	(北海道連合海区)
監事	有元 貴文	(東京海区)
監事	小野 眞一	(大分海区)

5 会 員 (関係海区漁業調整委員会)

(令和3年6月9日現在)

海区名	区分	事務局所在地			会 長	事務局長
		住 所	電話番号	FAX 番号		
北海道連合		〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課内	011 204-5481	011 232-1095	工藤 幸博	加藤 勇
石狩後志		〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内	0136 23-1395	0136 22-0914	濱野 勝男	岩田 直樹
檜 山		〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山振興局内	0139 52-6556	0139 52-4721	工藤 幸博	荒井 弘志
渡 島		〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎内	0138 47-9488	0138 47-9210	阿部 国雄	神崎 哲郎
胆 振		〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 胆振総合振興局内	0143 24-9812	0143 22-5279	岩田 廣美	松尾 仁
日 高		〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 日高振興局内	0146 22-9328	0146 22-7563	大澤 晃弘	相川 英毅
釧路十勝		〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 釧路総合振興局内	0154 43-9217	0154 41-0395	川崎 一好	村田 幸
根 室		〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 根室振興局内	0153 23-6853	0153 23-6202	福原 正純	松浦 謙二
網 走		〒093-8585 網走市北7条西3丁目 オホーツク総合振興局内	0152 41-0659	0152 44-3121	横内 武久	渡邊 修司
宗 谷		〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎内	0162 33-2971	0162 33-2632	須永 忠幸	山本 重人
留 萌		〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2 留萌振興局内	0164 42-8475	0164 42-3809	今 隆	相内 久史
青森県東部		〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁内	017 734-9851	017 734-8166	松本 光明	長根 幸人
青森県西部		〃	〃	〃	富田 重基	〃
岩 手		〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県庁内	019 629-6280	019 629-5824	大井 誠治	前川 秀則
宮 城		〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県水産林政部水産業振興課内	022 211-2938	022 211-2939	關 哲夫	長谷川 新

海区名	区分	事務局所在地		会 長	事務局長
		住 所	電話番号		
秋 田		〒010-8570 秋田市山王4-1-1 秋田県農林水産部水産漁港課内	018 860-1893	018 860-3849	加藤 和夫 大 山 泰
山 形		〒998-0838 酒田市山居町2-14-23 山形県庄内総合支庁 産業経済部水産振興課内	0234 24-6046	0234 24-6164	加藤 栄 加賀山 祐
福 島		〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県農林水産部水産課内	024 521-7379	024 521-7940	今野 智光 水野 拓治
		(駐在)〒970-8026 いわき市平字梅本15 福島県いわき合同庁舎水産事務所内	0246 24-6173	0246 24-6178	
茨 城		〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県農林水産部漁政課内	029 301-4083	029 301-4089	高濱 芳明 茅 根 正 洋
霞ヶ浦 北 浦		〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎霞ヶ浦北浦水産事務所内	029 822-7287	029 822-0848	鈴木 幸雄 山崎 幸夫
千 葉		〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県農林水産部水産局水産課内	043 223-3745	043 221-3425	石井 春人 篠原 克二郎
東 京		〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都産業労働局農林水産部水産課内	03 5320-485 2	03 5388-146 6	有元 貴文 米 本 武 史
神 奈 川		〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁内	045 210-8555 ~6	045 210-8908	櫻本 和美 滝口 直之
新 潟 県 合		〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県農林水産部水産課内	025 280-5313	025 283-0361	土屋 貞男 米 山 洋 一
新 潟		”	”	”	土屋 貞男 ”
佐 渡		〒952-0006 佐渡市春日1-2 新潟県佐渡地域振興局 農林水産振興部水産庁舎内	0259 27-2860	0259 27-7940	山本 初子 森 直 也
富 山		〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル 富山県農林水産部水産漁港課内	076 444-2177	076 444-4412	森本 太郎 渡 辺 健
石 川		〒920-8580 金沢市鞍月1-1 石川県農林水産部水産課内	076 225-1890	076 225-1891	稲村 幸雄 福 嶋 稔
福 井		〒910-8580 福井市大手3-17-1 福井県農林水産部水産課内	0776 20-0435	0776 20-0653	小林 利幸 石田 敏一

海区名	区分	事務局所在地			会 長	事務局長
		住 所	電話番号	FAX 番号		
静 岡		〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県経済産業部水産・海洋局 水産資源課内	054 221-2737	054 221-3288	鈴木 精	花井 孝之
愛 知		〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁内	052 954-6840	052 951-1645	山下 三千男	服部 嘉文
三 重		〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎4階	059 224-3036	059 224-3012	浅井 利一	林 茂幸
琵琶湖		〒520-8577 大津市京町4-1-1 滋賀県農政水産部水産課内	077 528-3872	077 528-4885	谷口 孝男	寺田 由美子
京 都		〒626-0052 宮津市字小田宿野1029-3 京都府水産事務所内	0772 22-4438	0772 22-3289	葭矢 護	井谷 匡志
大 阪		〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎内	06 6210-993 9	06 6210-961 1	今井 一郎	井坂 浩一
兵庫 県 瀬戸内海		〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県農政環境部農林水産局水産課内	078 341-7711	078 362-3920	田沼 政男	中岸 明彦
但 馬		〒669-6541 美方郡香美町香住区境1126-5 兵庫県但馬県民局但馬水産事務所内	0796 36-1153	0796 37-0867	上田 良介	山下 正晶
和 歌 山		〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県農林水産部水産局資源管理課内	073 441-3010	073 432-4124	松村 徳夫	横畑 和幸
鳥 取		〒680-8570 鳥取市東町1-220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内	0857 26-7318	0857 26-8131	板倉 高司	細本 誠
島根 県 合		〒690-8501 松江市殿町1 島根県農林水産部水産課内	0852 22-5950	0852 22-5929	※未決定	原 修一
島 根		”	”	”	※未決定	”
隠 岐		〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐支庁農林水産局内	08512 2-9667	08512 2-9674	※未決定	池田 博之
岡 山		〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県農林水産部水産課内	086 226-7445	086 223-3511	井本 瀧雄	高田 豊和
広 島		〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県農林水産局水産課内	082 513-5172	082 227-1579	北田 國一	木村 淳

海区分名	区分	事務局所在地		会 長	事務局長
		住 所	電話番号		
山口県 日本海		〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県農林水産部水産振興課内	083 933-3510	083 933-3559	濱本 幾男 澁谷 賢司
山口県 瀬戸内海		〃	〃	〃	森友 信 〃
徳 島		〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県農林水産部漁業調整課内	088 621-2476	088 621-2863	岡本 彰 杉本 善彦
香 川		〒760-8570 高松市番町4-1-10 香川県農政水産部水産課内	087 832-3473	087 806-0200	北尾 登史郎 柏山 浩史
愛 媛		〒790-8570 松山市一番町4-4-2 愛媛県農林水産部水産局水産課内	089 912-2621	089 947-3032	佐々木 護 若下 藤雄
高 知		〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県水産振興部漁業管理課内	088 821-4608	088 821-4527	前田 浩志 織田 純生
福岡県 福連		〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県農林水産部水産局漁業管理課内	092 651-1111 (内 4118)	092 643-3558	半田 亮司 秋元 聡
福岡県 福豊		〃	〃	〃	江口 猛 〃
筑 前		〃	〃	〃	富重 信一 〃
福岡県 福有		〃	〃	〃	半田 亮司 〃
佐賀県 佐連		〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県農林水産部水産課内	0952 25-7145	0952 25-7274	川寄 和正 中牟田 弘典
松 浦		〃	〃	〃	川寄 和正 〃
佐賀県 佐有		〃	〃	〃	西久保 敏 〃
長崎県 長連		〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県水産部漁業振興課内	095 895-2823	095 895-2584	志岐 富美雄 吉田 誠
長崎県 長南		〃	〃	〃	吉谷 均 〃
長崎県 長北		〒857-0043 佐世保市天満町1-27天満庁舎2階 県北振興局商工水産部水産課内	0956 25-5902	0956 25-5984	山中 兵恵 琴岡 清忠

海区名	区分	事務局所在地		会 長	事務局長	
		住 所	電話番号			FAX 番号
五 島		〒853-8502 五島市福江町7-1 五島振興局農林水産部水産課内	0959 72-2254	0959 74-2172	熊川 長吉	富永 祥弘
対 馬		〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224 対馬振興局農林水産部水産課内	0920 52-1947	0920 52-3114	部原 政夫	森川 晃
熊本 連 合		〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県農林水産部水産局水産振興課内	096 333-2456	096 382-8511	江口 幸男	宮本 政秀
熊本 有 明		〃	〃	〃	橋本 孝	〃
天 不 知 草 火		〃	〃	〃	江口 幸男	〃
大 分		〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県農林水産部漁業管理課内	097 506-3918	097 506-1767	小野 眞一	大塚 猛
宮 崎		〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県農政水産部漁業管理課内	0985 26-7146	0985 26-7310	吉田 照豊	大村 英二
鹿児島 連 合		〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県商工労働水産部水産振興課内	099 286-3428	099 286-5613	※未決定	外城 和幸
鹿 児 島		〃	〃	〃	阿久根 金也	〃
熊 毛		〒891-3192 西之表市西之表7590 熊毛支庁農林水産部林務水産課内	0997 22-1831 (内 282)	0997 22-0474	甲山 博明	久保 菌 隆
奄美大島		〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3 大島支庁農林水産部林務水産課内	0997 57-7288	0997 57-7290	茂野 拓真	吉元 英樹
沖 縄		〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県農林水産部水産課内	098 866-2300	098 866-2679	上原 亀一	太 田 格

第35回 太平洋広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和3年7月29日（木） 14：00～
場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室（web開催）
（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- （1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- （2）その他

4 閉 会

太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道府県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第5期）：2018年3月13日～2022年3月12日

都道府県互選委員（第5期）：2017年10月1日～2021年9月30日

区分	氏名	現職
都道府県互選	北海道 川崎 一好	釧路十勝海区漁業調整委員会会長
	青森県 竹林 雅史	青森県東部海区漁業調整委員会委員
	岩手県 大井 誠治	岩手海区漁業調整委員会会長
	宮城県 關 哲夫	宮城海区漁業調整委員会会長
	福島県 鈴木 哲二	福島海区漁業調整委員会会長代理
	茨城県 高濱 芳明	茨城海区漁業調整委員会会長
	千葉県 石井 春人	千葉海区漁業調整委員会会長
	東京都 有元 貴文	東京海区漁業調整委員会会長
	神奈川県 宮川 均	神奈川海区漁業調整委員会副会長
	静岡県 鈴木 精	静岡海区漁業調整委員会会長
	愛知県 鈴木 輝明	愛知海区漁業調整委員会委員
	三重県 掛橋 武	三重海区漁業調整委員会委員
	和歌山県 片谷 匡	和歌山海区漁業調整委員会委員
	徳島県 豊崎 辰輝	徳島海区漁業調整委員会委員
	高知県 木下 清	高知海区漁業調整委員会委員
	愛媛県 佐々木 護	愛媛海区漁業調整委員会会長
	大分県 小野 眞一	大分海区漁業調整委員会副会長
宮崎県 中島 耕成	宮崎県海区漁業調整委員会委員	
大臣選任	福島 全良	株式会社福島漁業 代表取締役社長
	鈴木 宏彰	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
	清水 三千春	清洋水産株式会社 代表取締役
	小坂田 浩嗣	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
	金澤 俊明	岩手県底曳網漁業協会 会長理事
	中田 勝淑	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
	井上 幸宣	全国かじき等流し網漁業協議会 会長
	関 いずみ▲	学校法人東海大学 海洋学部 教授
	北門 利英	国立大学法人東京海洋大学 教授
	花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は会長

第35回太平洋広域漁業調整委員会 出席者名簿

日時: 令和3年7月29日(木)14時00分～

場所: 農林水産省8階 水産庁中央会議室(WEB会議)

所 属	職 名	氏 名
1 太平洋広域漁業調整委員会	委員	川崎 一好
2 太平洋広域漁業調整委員会	委員	竹林 雅史
3 太平洋広域漁業調整委員会	委員	大井 誠治
4 太平洋広域漁業調整委員会	委員	關 哲夫
5 太平洋広域漁業調整委員会	委員	鈴木 哲二
6 太平洋広域漁業調整委員会	委員	高濱 芳明
7 太平洋広域漁業調整委員会	委員	石井 春人
8 太平洋広域漁業調整委員会	委員	有元 貴文
9 太平洋広域漁業調整委員会	委員	宮川 均
10 太平洋広域漁業調整委員会	委員	鈴木 精
11 太平洋広域漁業調整委員会	委員	掛橋 武
12 太平洋広域漁業調整委員会	委員	片谷 匡
13 太平洋広域漁業調整委員会	委員	豊崎 辰輝
14 太平洋広域漁業調整委員会	委員	木下 清
15 太平洋広域漁業調整委員会	委員	小野 真一
16 太平洋広域漁業調整委員会	委員	中島 耕成
17 太平洋広域漁業調整委員会	委員	小坂田 浩嗣
18 太平洋広域漁業調整委員会	委員	金澤 俊明
19 太平洋広域漁業調整委員会	委員	中田 勝淑
20 太平洋広域漁業調整委員会	委員	井上 幸宣
21 太平洋広域漁業調整委員会	委員	関 いずみ
22 太平洋広域漁業調整委員会	委員	北門 利英
23 太平洋広域漁業調整委員会	委員	花岡 和佳男
24 一般社団法人 全日本釣り団体協議会	常務理事	菅原 美徳
25 一般社団法人 全日本釣り団体協議会	専務理事	木村 陽輔
26 NPO法人 ジャパンゲームフィッシュ協会	理事	若林 務
27 NPO法人 ジャパンゲームフィッシュ協会	釣魚保全委員	森 聡之
28 一般社団法人 日本スポーツフィッシング協会	会長	茂木 陽一
29 一般社団法人 日本スポーツフィッシング協会	理事	桜井 駿
30 北海道水産林務部水産局漁業管理課	課長補佐	石川 傑
31 北海道水産林務部水産局漁業管理課	主査	新山 博史
32 北海道水産林務部水産局漁業管理課	主任	坂東 雅彦
33 北海道水産林務部水産局漁業管理課	係長	小野寺 満寛
34 青森県海区漁業調整委員会事務局	事務局長	長根 幸人
35 青森県海区漁業調整委員会事務局	主幹	出町 英志
36 青森県農林水産部水産局水産振興課栽培・資源管理グループ	主幹	竹谷 裕平
37 青森県海区漁業調整委員会事務局	主任専門員	八島 美奈子
38 岩手海区漁業調整委員会事務局	事務局次長	日向 圭哉
39 岩手海区漁業調整委員会事務局	主査	田中 一志
40 宮城海区漁業調整委員会事務局	主事	千葉 みゆき
41 福島海区漁業調整委員会事務局	主幹兼次長	根本 芳春
42 茨城県漁政課	係長	益子 剛
43 茨城海区漁業調整委員会事務局	副主査	細金 正勇
44 千葉県漁業資源課	主査	吉野 暢之
45 東京都産業労働局 農林水産部水産課	統括課長代理	高橋 克巳
46 東京都産業労働局 農林水産部水産課	主事	長野 雄太
47 東京海区漁業調整委員会事務局	事務局長	米本 武史
48 東京海区漁業調整委員会事務局	主事	岩田 笑里
49 愛知県農林水産部水産課	技師	荒木 克哉
50 三重海区漁業調整委員会事務局	主幹	増田 健

	所 属	職 名	氏 名
51	高知県水産振興部漁業管理課	主任	近澤 一二
52	大分県農林水産部水産振興課	課長補佐	倉橋 賢二郎
53	大分県農林水産部水産振興課	主任	安部 洋平
54	大分県農林水産部漁業管理課	主幹	三ヶ尻 孝文
55	大分県農林水産部漁業管理課	主任	大竹 周作
56	北海道東京事務所	主査	佐藤 岳志
57	全国漁業協同組合連合会	広報担当	佐藤 隆司
58	北海道漁業協同組合連合会	代表理事常務	小川 義人
59	北海道漁業協同組合連合会	東京事務所長	田中 誠一郎
60	GR Japan株式会社	マネージャー	小川 義人
61	株式会社日本エヌ・ユー・エス	職員	桑原 智之
62	朝日新聞社	記者	高木 真也
63	みなと新聞東京支社	記者	古家 健太郎
64	株式会社水産経済新聞社	報道部長代理	黒岩 裕樹
65	共同通信	記者	林原 久俊
66	北海道漁業調整事務所	資源課長	小林 一弘
67	北海道漁業調整事務所	許可係長	佐々木 隆行
68	北海道漁業調整事務所	係員	東 拓海
69	瀬戸内海漁業調整事務所	調整課長	土方 教義
70	瀬戸内海漁業調整事務所	許可係	片山 誓花
71	瀬戸内海漁業調整事務所	資源課長	平松 大介
72	瀬戸内海漁業調整事務所	資源管理推進官	松本 貴弘
73	瀬戸内海漁業調整事務所	資源管理係	福本 大智
74	九州漁業調整事務所 資源課	資源管理係長	平岡 孝啓
75	九州漁業調整事務所 資源課	資源管理係	高野 有紀
76	水産庁	長官	神谷 崇
77	水産庁資源管理部	部長	藤田 仁司
78	水産庁資源管理部管理調整課	課長	坂本 清一
79	水産庁資源管理部管理調整課	資源管理推進室長	魚谷 敏紀
80	水産庁資源管理部管理調整課	沿岸遊漁室長	松尾 龍志
81	水産庁資源管理部管理調整課	課長補佐	権藤 純一
82	水産庁資源管理部管理調整課	課長補佐	西田 貴亮
83	水産庁資源管理部管理調整課	調査係長	若山 賢一
84	水産庁資源管理部管理調整課	調査係	安本 玖太郎

太平洋広域漁業調整委員会指示による遊漁のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限について

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年3月に発出された太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第39号に基づき、令和3年6月1日から、以下を義務付けた。
 - ① 30キロ未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30キロ以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- (2) 令和3年6月1日以降、特に日本海においては、くろまぐろを対象とした遊漁が盛期を迎え、当初想定していた水準を大幅に上回る数量となり、このままの水準で推移すれば、漁業者を含めたくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれが生じた。（6月1日～16日の採捕量：10.8トン、令和2年の調査結果：年間10.2トン、国の留保：81.7トン（うち50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は試験研究等による漁獲への充当分として必要。））
- (3) このため、6月17日に令和3年12月末までの期間、日本海・九州西海区において、くろまぐろを目的とした遊漁を控えるよう、水産庁から都道府県や遊漁団体に対して関係者への指導に係る協力を要請したところであるが、今後、協力要請では歯止めが効かず、さらに遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が高水準で推移すれば（6月末時点の採捕量14.7トン）、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すこととなる。
- (4) 以上のことから、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めるもの。

2. 委員会指示第40号（案）の概要

(1) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

委員会会長は、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

遊漁者は、公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。

(2) 指示の有効期間

この指示の有効期間は、委員会指示第39号の有効期間である令和4年5月31日までとする。

3. 指示に違反した者への対応方針

委員会指示第39号の2及び3並びにこの指示の2の(2)に違反した者への対応方針について別に定めるものとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年七月二十九日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関いずみ

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。

(3) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、二十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1) 太平洋広域漁業調整委員会会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(2) 遊漁者は、(1)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年七月二十九日から令和四年五月三十一日までとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 39 号及び第 40 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 3 年 7 月 29 日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 39 号及び第 40 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

(1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、速やかに事務局として太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。

*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。

(2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応方針

(1) 上記 1 の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の委員会の対応方針は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応
①委員会指示に従わず遊漁者がくろまぐろを採捕した場合	・漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。
②遊漁者がくろまぐろ（大型魚）を採捕したにもかかわらず報告しなかった場合	・漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

(2) 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第三十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十六日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関いずみ

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主た

る事務所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス

- (2) 採捕したくろまぐろ (大型魚) の尾数及び総重量
- (3) 採捕したくろまぐろ (大型魚) を陸揚げした日
- (4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

3 太委第 30 号
令和 3 年 7 月 21 日

太平洋広域漁業調整委員会
鈴木 哲二 殿

太平洋広域漁業調整委員会
会 長 関 いずみ

第 35 回太平洋広域漁業調整委員会の開催について

このことについて、第 35 回太平洋広域漁業調整委員会は下記のとおり会議を開催いたしますので、御多忙中誠に恐縮ですが、御出席下さいますようお願いいたします。

記

- 1 日 時
令和 3 年 7 月 29 日（木）14 時 00 分～（16 時 30 分終了予定）
- 2 場 所
農林水産省 8 階水産庁中央会議室（東京都千代田区霞が関 1-2-1）
※ウェブ会議として開催するため、委員の皆様は会場に参集する必要はありませんので、事前に御連絡いただいている場所で参加してください。
- 3 出席方法
Skype for Business により、ウェブ会議に出席する。
- 4 議 題
(1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
(2) その他